

国民健康保険税について

○平成19年度は保険税率・課税限度額が変わります。

	改正前（18年度）	改正後（19年度）
医療分	①所得割 9.50%	①所得割 9.10%
	②被保険者均等割 29,000円	②被保険者均等割 28,000円
	③世帯別平等割 32,000円	③世帯別平等割 29,000円
	課税限度額 530,000円	課税限度額 560,000円
介護分	①所得割 2.10%	①所得割 2.10%
	②被保険者均等割 9,000円	②被保険者均等割 9,000円
	③世帯別平等割 6,000円	③世帯別平等割 6,000円
	課税限度額 80,000円	課税限度額 90,000円

所得割 → 加入者の前年中の所得から基礎控除（33万円）を引き、その額に税率を掛けた金額
 均等割 → 加入者一人当たりにかかる金額
 平等割 → 一世帯当たりにかかる金額
 課税限度額 → 一世帯当たりの限度額

○保険税の決め方

- ①医療分の保険税の額は、その年に予想される国保全体の医療費から、受診のとき患者が負担する自己負担分と国などの補助金を除いた額になります。
- ②介護分については、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方がいる世帯に医療分とともに課税されます。65歳以上になると介護保険料として国民健康保険税とは別に納めることとなります。39歳までの方は介護分の負担はありません。
- ③医療分・介護分とも所得割、均等割、平等割を基礎として計算し、決定された保険税額は7月中旬に郵送により各世帯に通知します。

○保険税の納期

1年間の保険税を8回に分けて納めていただきます。
 （本年7月～翌年2月）
 ※ 保険税の納付義務者は国民健康保険における世帯主です。
 保険税の納付は安心して便利な口座振替をお勧めします。

○保険税の軽減

平成18年中の所得が、下記の所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

平成18年中の総所得金額（世帯主と被保険者の合計所得）が下記の金額以下の場合		
7割軽減	33万円	申請書は不要
5割軽減	33万円+24万5千円× (世帯主を除いた被保険者数)	
2割軽減	33万円+35万円× 被保険者	申請書が必要。 ※該当する世帯には、 申請書をお送りします。

注) 保険税の軽減は、世帯全員の所得が申告されていないと基準に該当するかどうかの判定ができません。前年中の所得が分からない世帯には、申告書を送付していますので(6/11)必ず申告してください。(申告書の提出先→税務課 税制係 ☎④8712)

問合せ：税務課税制係 ☎④8712

7月1日から 新しい福祉医療受給者証にかわります

受診されるときは、必ず新しい医療費受給者証と健康保険証を病院、診療所の窓口で提示してください。

医療費の助成が受けられるのは、前年の所得が右表の限度額以下で、次に該当する方です。

老人	満65歳～69歳
障害者	身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定、又は精神障害者保健福祉手帳1級の方
母子家庭等	満18歳未満(高校卒業まで)の母子家庭及び父子家庭の親と子供及び満18歳未満の遺児
乳幼児	0歳～小学校3年生終了時まで

上記に該当し、まだ申請手続きをしていない方は、早急に手続きをお願いします。

※65歳以上の障害者の方は、病院、診療所の窓口には新しい医療費受給者証、健康保険証、老人保健の医療受給者証を提示してください。

【問合せ】 国保健康課国保医療係 ☎④8721

福祉医療所得制限限度額表				自己負担
区分	扶養親族の数(人)	受給者本人(円)	受給者の配偶者及び扶養義務者 幼児保護者(母子・父子等)(円)	
老人				2割 (低所得者は1割)
障害者	0	3,604,000	6,287,000	1医療機関あたり 1日500円を限度 に月2回までの負担 (低所得者は1日 300円×月2回まで)
	1	3,984,000	6,536,000	
	2	4,364,000	6,749,000	
	3	4,744,000	6,962,000	
母子・父子等	0	1,920,000		1医療機関あたり 1日500円を限度 に月2回までの負担 (低所得者は1日 300円×月2回まで)
	1	2,300,000		
	2	2,680,000		
	3	3,060,000		
乳幼児等			所得制限なし	入院・通院ともに負担なし ※但し保険診療の対象とならない自費診療・入院時の食事代や差額ベッド代等には自己負担が必要です。